……頁

第VIII欄（ii）　出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格に関する申立て

申立ては実施細則第212号に規定する標準文言を使用して作成しなければならない。第VIII欄と同欄(i)～(v)の備考の総論部分、及び本頁に特有の事項について第VIII欄(ii)の備考を参照。この欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格に関する申立て（規則4.17(iv)に基づく申立てに該当しない場合）（規則4.17(ii)及び51の2.1(a)(ii)）

☐　この申立ての続葉として「第VIII欄(ii)の続き」がある